

延岡市浄化槽設置整備事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、生活排水による公共用水域の水質汚濁を防止するため、浄化槽を設置する者に対し浄化槽設置整備事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、延岡市補助金等の交付に関する規則（昭和50年規則第2号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、浄化槽とは、浄化槽法（昭和58年法律第43号。以下「法」という。）第2条第1号に規定する浄化槽であって、法第4条第2項に規定する構造基準に適合するものをいう。

2 この要綱において、浄化槽の転換とは、次に掲げる行為をいう。

- (1)住居に設置している単独処理浄化槽（し尿のみを処理する浄化槽をいう。以下同じ）又はくみ取り槽を撤去して、浄化槽（10人槽以下のものに限る。以下この項において同じ。）を設置する行為（第3号に掲げる行為を除く。）
- (2)単独処理浄化槽又はくみ取り槽を使用できない状態で残し、浄化槽を設置する行為（第4号に掲げる行為を除く。）
- (3)単独処理浄化槽のある住居又はくみ取り槽のある住居を自ら取り壊し、新たに住居を建築して、第1号に規定する方法により浄化槽を設置する行為
- (4)単独処理浄化槽のある住居又はくみ取り槽のある住居を自ら取り壊し、新たに住居を建築して、第2号に規定する方法により浄化槽を設置する行為

(補助事業)

第3条 補助事業は、本市の区域のうち、次の各号に掲げる区域以外の区域において、現に居住し、又は近く居住を予定している者の専用住宅又は併用住宅（延床面積の2分の1以上が居住の用に供される家屋に限る。）に関する浄化槽の転換とする。

- (1)公共下水道の事業認可区域
- (2)農業集落排水又は漁業集落排水の事業計画区域（概ね7年以内に事業が実施される区域）

(3)前2号に掲げるもののほか、市長が認める事業計画区域

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する浄化槽については、補助の対象としない。

(1)補助金の交付の決定前に工事が行われた浄化槽

(2)販売を目的とした住宅、貸家、別荘、共同住宅、寄宿舍等に設置する浄化槽

(3)目的を同じくする他の補助事業等により浄化槽の転換を実施した浄化槽

3 第1項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者については、補助金を交付しない。

(1)法第5条第1項の規定に基づく浄化槽の届出をせず、又は建築基準法(昭和25年法律第201号)第6条第1項の規定に基づく確認を受けずに浄化槽を設置する者

(2)規則第2条の2に該当する者

(補助対象経費)

第4条 補助対象経費は、補助事業に要する費用とする。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、別表1に定める補助基準額と浄化槽の設置に要する費用の額とを比較して少ない額とする。ただし、千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。

2 単独処理浄化槽において、第2条第2項第1号又は第3号に掲げる行為を行う場合は、120,000円と撤去及び処分に係る費用の額とを比較して少ない額を、第1項の規定により算出した額に加算する。ただし、千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。

3 くみ取り槽において、第2条第2項第1号又は第3号に掲げる行為を行う場合は、90,000円と撤去及び処分に係る費用の額とを比較して少ない額を、第1項の規定により算出した額に加算する。ただし、千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。

4 単独処理浄化槽又はくみ取り槽において、第2条第2項第1号又は第2号に掲げる行為を行う場合は、300,000円と宅内配管工事(浄化槽への流入管、ます及び側溝までの放流管の設置工事をいう。以下同じ。)に係る費用の4分の3の額とを比較して少ない額を、前各項の規定により算出した額に加算する。ただし、千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付の申請をしようとする者(以下「申請者」という。)は、市長に対し、別表2に掲げる書類を提出することにより、申請するものとする。

(補助金の交付又は不交付の決定通知)

第7条 市長は、補助金を交付すると決定したときは、補助金交付決定通知書(様式1号)により、申請者へ通知するものとする。

2 市長は、補助金を交付しないと決定したときは補助金等不交付決定通知書(規則様式第3号)により、申請者に通知するものとする。

(申請の取下げ)

第8条 申請者が、規則第7条に基づく申請の取下げを行う場合は、交付決定の日から30日以内に行うものとする。

(補助事業の中止又は変更)

第9条 申請者は、補助事業の中止又は変更をしようとするときは、あらかじめ市長に対し、補助事業中止・変更承認申請書(規則様式第4号)により申請し、中止又は変更についての承認を受けるものとする。

2 市長は、補助事業の中止又は変更の承認を行うときは、申請者に通知するものとする。

(実績報告)

第10条 申請者は、補助事業が完了した時(補助事業の中止の承認を受けたときを含む。)は、補助事業の完了後20日以内又は補助金の交付を申請した年度の2月末日のいずれか早い日までに、別表3に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第11条 市長は、前条に規定する実績報告の内容を審査し、補助金の交付の決定の内容と適合すると認めるときは、補助金の額を確定し、補助金等額確定通知書(規則様式第6号)により通知するものとする。

(補助金の請求)

第12条 補助金を請求しようとする者は、市長に対し、補助金等請求書(規則様式第7号)及び補助金の振込先口座の通帳の写し、又はキャッシュカードの写しを提出しなければならない。

(検査)

第13条 市長は、浄化槽設置工事の実施に関し、必要な検査をすることができる。

(維持管理)

第14条 補助金の交付を受けた者は、法に則り適正に浄化槽の維持管理をするものとする。

(補助金交付決定の取消し及び補助金の返還)

第15条 補助金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当した場合は、市長は、補助金の交付決定を取り消すことができる。

(1)不正な手段により補助金を受けた場合

(2)補助金の交付対象の要件に該当しなくなった場合

2 市長は、前項に規定する補助金交付決定の取消しを行ったときは、その者に対し、補助金交付決定取消通知書(様式第2号)により通知するものとする。

3 第1項に規定する補助金交付決定の取消しを受けた者は、市長の定める期限までに、市に補助金を返還するものとする。

附 則

この要綱は、平成3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成6年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年2月20日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年3月31日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年8月6日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

別表1(第5条関係)

浄化槽設置整備事業費補助基準額

人槽	補助基準額
5人槽	332,000 円
7人槽	414,000 円
10人槽	548,000 円

別表2(第6条関係)

浄化槽設置整備事業費補助金交付申請関係書類一覧

(1)	補助金等交付申請書(規則様式第1号)
(2)	事業計画書及び収支予算書
(3)	ア 都市計画区域で住宅を新築する場合 建築確認済証の写しと浄化槽設置概要書の写し
	イ 都市計画区域外で住宅を新築する場合 建築工事届又は建築工事建築工事届出済証明願の写し、浄化槽設置届出書の写し
	ウ 浄化槽の設置のみの場合 浄化槽設置届出書の写し
(4)	浄化槽設置場所の位置図
(5)	浄化槽設置場所の配管・見取図
(6)	浄化槽の人槽の根拠となる面積を算定している書類((3)又は(5)と兼ねることができる。)
(7)	浄化槽設置工事に係る見積書の写し
(8)	浄化槽設備士免状の写し(昭和62年以前に浄化槽設備士の資格を得た者にあつては、特別講習会修了証書の写しを併せて添付すること。)
(9)	浄化槽登録証の写し
(10)	浄化槽管理票(C票)
(11)	浄化槽機能保証登録証(市町村提出用)
(12)	浄化槽ブローアの定格出力を明示している書類
(13)	県が指定する浄化槽設置者講習会の受講済証(市町村提出用)
(14)	申請者の市税の完納証明書
(15)	誓約書
(16)	前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

別表3(第10条関係)

浄化槽設置整備事業費補助金事業実績報告関係書類一覧

(1)	浄化槽設置整備事業実績報告書
(2)	収支計算書
(3)	浄化槽の適正な維持管理を行う旨を確認する書類
(4)	浄化槽設置工事に係る領収書
(5)	浄化槽の適正な維持管理を委託したことを証する書類の写し
(6)	法第7条に規定する水質検査の申出をしたことを証する書類の写し
(7)	浄化槽設置工事の過程及び完了前後を撮影した写真(単独処理浄化槽又はくみ取り槽撤去加算時は、その撤去に係わる写真を含む。)
(8)	浄化槽設備士による施工後に点検を行ったことを証する書類
(9)	単独処理浄化槽又はくみ取り槽の撤去にあつては、その処分が適正に行われたと確認できる産業廃棄物管理票等の写し
(10)	前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

第 号
年 月 日

補助金交付決定通知書

住 所
氏 名 様

延岡市長 印

年 月 日付けをもって申請のあった 事業について次の
とおり補助することを決定したので、延岡市浄化槽設置整備事業費補助金交付要綱第 7 条第
1 項の規定に基づいて通知します。

記

1 交付決定額 円

2 条 件

- ア 補助金等は、補助事業に充当し、他に流用してはならない。
- イ 補助事業の内容を変更（市長が認める軽微な変更を除く。）し、又は補助事業を中止する
場合においては、速やかに市長に申請し、承認を受けなければならない。
- ウ 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合に
おいては、速やかに市長に報告してその指示を受けること。
- エ 補助事業の使途等について適当でないと認めるときは、交付の決定を取り消し、又は
補助金等の全部若しくは一部の返還を求めることがある。
- オ 市長が必要と認めるときは、関係事項について報告を求め、又は関係書類の検査をす
ることがある。

3 指示事項

- ア 工事完了後 20 日以内又は補助金の交付を申請した年度の 2 月末日のいずれか早い日ま
でに事業報告書及び収支計算書を提出すること。
- イ 補助事業に係る収支の状況を明らかにした書類、帳簿等を常に整備し、補助
事業完了後 5 年間保存しておかなければなりません。
- ウ この決定に不服がある場合は、年 月 日までに申請の取下げができます。

第 号

補助金交付決定取消通知書

住 所
氏 名 様

年 月 日付けをもって申請のあった浄化槽設置整備事業について、延岡市浄化槽設置整備事業費補助金交付要綱第15条の規定に基づき、下記の事由により補助金交付決定を取り消したので通知します。

下記の期限までに、当該補助金を返還してください。

年 月 日

延岡市長

記

取消事由

補助金の返還期限